



高齢者が笑顔で生き生きとした生活を送られるよう、計画にはさまざまな施策が盛り込まれています（5月25日に開かれた大浦・小谷鳥・渡磯地区「お座敷広場」）

生きがいのある町を目指して

高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画を策定

町では、高齢者保健福祉の一層の充実と介護保険事業の円滑な実施を図るため、「高齢者保健福祉計画・第三期介護保険事業計画」を策定しました。計画の期間は平成十八年度から二十年度までの三年間。地域の支え合いの中で、高齢者が住み慣れた山田町で心身の健康を保持し、安心して生きがいのある生活ができる町づくりを目指します。

「高齢者保健福祉計画・第三期介護保険事業計画」は、これまでの計画の達成状況や反省点、介護保険法の改正を踏まえ、見直しを行ったもので、高齢者保健福祉計画と第三期介護保険事業計画を一体化して策定したものです。

高齢者保健福祉計画は高齢者の保健福祉事業の全般にわたる施策を示し、介護保険事業計画は要介護者などの人数、介護サービスの種類、ことの見込み量、介護保険の事業費の見込みを示しています。

これまで介護保険事業計画の計画期間は、五年を一期とし三年ごとの見直し義務付けられていましたが、介護保険法の改正により、計画期間が三年と定められました。このことから、第三期計画の計画期間は平成十八年度を初年度とした三カ年とし、高齢者保健福祉計画もこれと合わせた期間としたものです。

10年後には超高齢社会に

本町の平成二十二年の高齢者（六十五歳以上）人口は、五千二百三人（高齢化率二七・七％）でしたが、十七年度には五千六百四十人（高齢化率二七・一％）に増加しています。

今後、団塊の世代といわれる人々が高齢者となる平成二十六年には、六千三百人（高齢化率三〇・五％）近くまで達する見込みです。五年前には五人に一人が高齢者だったものが、現在は四人に一人。十年後には三人に一人が高齢者という超高齢社会を迎えることとなります。

介護保険制度が改正される

急速な高齢化の進行による要介護認定者の増加と、それに伴う介護サービス給付費の増大で、このままでは制度が破綻してしまふ危険性もあることから、将来に向けて持続可能な制度として、平成十七年六月に改正介護保険法が成立しました。

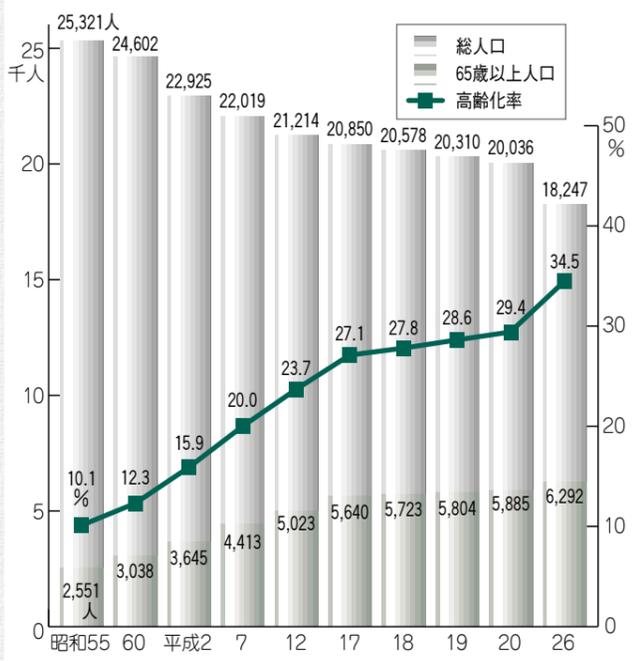
これを受けて、町では▼予防重視型システムへの転換▼施設給付の見直し▼新たなサービス体系の確立▼負担の在り方・制度運営見直し――の四つを改正の主な柱として見直しを行います。

地域包括支援センターを設置

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるようになるためには、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から高齢者に応じた介護サービスや医療サービスまで、さまざまなサービスを高齢者の状態の変化に応じ、切れ目なく提供することが必要です。

このため、町では高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、地域包括支援センターを設置し、▼介護予防ケア

◆本町の高齢者人口と高齢化率の推移



※昭和55年から平成12年までは国勢調査の数値、平成17年からは住民基本台帳の数値および同台帳による推計

地域包括支援センターを積極的にご利用ください

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者の皆さんを、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支えるために設けられました。

皆さんがいつまでも健やかに住み慣れた地域で生活していけるように下記業務を行っていますので、積極的にご利用ください。

◆問い合わせ 地域包括支援センター(☎82-3136)へ。

自立して生活できるよう支援します

介護予防ケアマネジメント業務

健康な人でも、心身の機能を積極的に使わないと、しだいに衰え、筋肉や心肺機能の低下、睡眠障害や認知症などの症状がでてくる場合があります。

そのままにしておくと、介護が必要な状態になる恐れがあります。そうならないために、皆さん自身で介護が必要な状態になるのを防ぐことが大切です。

地域包括支援センターでは、介護予防対象者の選定や介護予防プランの策定・評価を行うほか、地域支援事業を通して皆さんの介護予防をお手伝いします。

要支援1、2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。支援や介護が必要となる恐れの高い人、自立した生活をしている人などは町が行う介護予防事業を利用できます（4参照）。

皆さんの権利を守ります

権利擁護支援業務

お金の管理や契約に関することに不安があるとき、頼れる家族がない場合などには、成年後見制度を利用できます。地域包括支援センターで成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、申し立てなど手続きの支援をします。また、平成17年11月に成立した高齢者虐待法に基づいて虐待の早期発見・把握に努めるほか、悪質な訪問販売や消費者金融の被害防止など、さまざまな権利に関する問題に応じます。

なんでもご相談ください

総合相談支援業務

高齢者の皆さんやその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩みや問題に対応します。介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、どのような相談にも応じます。

さまざまな方面から皆さんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者の皆さんに直接支援するほかにも、地域のケアマネジャーが円滑に仕事ができるよう、支援や指導を行っています。また、より暮らしやすい地域にするため、医療機関を含め、さまざまな関係機関とのネットワークづくりに力を入れています。